
【ブロック・シェーカー】
ReadMe（使用許諾契約を含む）

Copyright (c) 2025 S.Uchiyama All rights reserved.

【目次】

- ・ ブロック・シェーカーの概要
- ・ ライセンス取得
- ・ アンインストール
- ・ 動作環境
- ・ 連絡先
- ・ ソフトウェア使用許諾契約

【ブロック・シェーカーの概要】

ブロック・シェーカーは、ステージの中心にランダムに出てくる青・黄・赤のブロックを、矢印キー（↑↓←→）で上下左右に振って、縦または横に同じ色を3つまたは4つ並べてブツけることにより消していき、得点を重ねるゲームです。

ただし、ブロックは並べただけでは消えません。縦に並べたときは上または下の矢印キーで、横に並べたときは左または右の矢印キーで、ブロックを振ってブツけてはじめて消すことができます。

なお、3つ並べて消した場合は50点ですが、4つ並べて消した場合は500点ですので、できるだけ4つ並べて消すようにしましょう。

また、複数の列を同時に消した場合には、上記の得点とは別に、その難易度に応じて、以下のボーナスポイントを獲得できます。

【クワッドフォー】（4つのブロック4列を同時に消した場合。クワッドフォー達成の可能性がある場合は、トリプルフォー&シングルスリーで消えないように設計されています）・・・
500,000 点

【トリプルフォー&シングルスリー】（4つのブロック3列と3つのブロック1列を同時に消した場合。以下同様）・・・ 90,000 点

【ダブルフォー&ダブルスリー】 ・・・ 80,000 点

【シングルフォー&トリプルスリー】 ・・・ 70,000 点

【クワッドスリー】 ・・・ 60,000 点

【トリプルフォー】 ・・・ 50,000 点

【ダブルフォー&シングルスリー】 ・・・ 40,000 点

【シングルフォー&ダブルスリー】 ・・・ 30,000 点

【トリプルスリー】・・・20,000 点

【ダブルフォー】・・・10,000 点

【シングルフォー&シングルスリー】・・・5,000 点

【ダブルスリー】・・・3,000 点

マウスを使って「START」ボタンをクリックした後は、矢印キーで操作するだけです。仕事の合間の息抜きにいかがですか？

このソフトウェアは、Excel の VBA (Windows 64bit 版) で作成されているので、Excel があれば遊べます (ただし、Excel の設定で、マクロを有効にする必要があります。なお、ライセンスを取得するまでは、矢印キーの操作が 200 回までに制限されています)。

【ライセンス取得】

○料金

・ライセンス料・・・660 円 (税込)

○申込方法

Vector のシェアレジで料金をお支払いいただき、制限解除に必要なライセンスキーを入手してください。

【アンインストール】

ブロック・シェーカーの使用を中止する場合は、ブロック・シェーカー本体および関連するファイルを、すべてゴミ箱に捨てて削除してください。

【動作環境】

Excel : Excel2019 (Windows 64bit 版) 以降推奨

OS : Windows11 推奨

*上記の条件に適合するすべての機種での動作を保証するものではありません。

【連絡先】

ブロック・シェーカーについてのお問い合わせは、下記の E メールまでお願いいたします。

E-mail : aquamarine_blue2015@yahoo.co.jp

- Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- その他、このソフトウェアおよび関連するファイルに記載されている会社名、製品名は、各社の商標および登録商標です。

【ソフトウェア使用許諾契約】

内山茂樹（以下「甲」といいます）は、お客様に、以下の条件で、本ソフトウェアの使用を許諾します。

（契約の成立）

第1条 お客様が、本ソフトウェアの全部または一部をコンピュータのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、または本ソフトウェアを使用したときは、本契約の締結に同意したものとみなされ、本契約は成立し、効力を生ずるものとします。

（著作権の帰属）

第2条 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、すべて甲に帰属し、お客様は、本ソフトウェアを使用することのみ許諾されます。

（使用権の許諾）

第3条

- 1 甲は、お客様に対し、本契約の条項に従うことを前提として、本ソフトウェアを使用する非独占的で譲渡不能な使用権を許諾します。
- 2 お客様は、お客様のコンピュータに搭載されたハードディスクその他の記憶装置に本ソフトウェアを保存し、使用することができます。

（禁止事項）

第4条

- 1 お客様は、本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリングをすることはできません。
- 2 お客様は、全体、部分を問わず、本ソフトウェアの二次的著作物の作成を行うことはできません。
- 3 お客様は、第三者に対し、本ソフトウェアを販売、貸与またはリースすることはできません。

（責任）

第5条

- 1 甲は、お客様に対し、本ソフトウェアに関して、その動作その他の一切の保証を行いません。ただし、料金を支払ったお客様に対して、本ソフトウェアに不具合が生じた場合には、甲はその不具合を修正し、本ソフトウェアが正常に動作するように努力する義務を負うものとします。
- 2 前項ただし書きの規定は、お客様が本ソフトウェアに変更を加えるなど、本契約に違反して本ソフトウェアを使用していた場合には、適用されません。

(損害賠償)

第 6 条

- 1 お客様が本ソフトウェアに関連して直接または間接に被った損害については、甲は、次項に定める場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2 料金を支払ったお客様に対して、甲の責めに帰すべき事由に基づき、本ソフトウェアの不具合に起因して当該お客様に損害が生じた場合には、甲は、当該お客様が支払った料金相当額を限度として、損害賠償の責任を負うものとします。
- 3 お客様が本契約に違反して本ソフトウェアを使用していた場合には、甲は賠償の責任を負わないものとします。
- 4 甲の責めに帰すことができない事由により生じた損害、甲の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害については、甲は賠償の責任を負わないものとします。

(契約期間)

第 7 条 本契約は、お客様が本ソフトウェアをコンピュータのハードディスク等に保存・所持している限り有効に存続します。

(契約の解除)

第 8 条 お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲は、お客様に対し、何ら通知、催告を行うことなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

(仕様)

第 9 条 本ソフトウェアの仕様は、改良のため予告なく変更されることがあります。

(管轄裁判所)

第 10 条 本契約に関する一切の紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属裁判所とします。

以 上